■令和6年度 市民参画手続実施予定の一覧表(R6年11月末現在)

【市民参画条例第7条】
(1) 総合振興計画などの市の基本的な政策を定める計画やそれぞれの行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定
(2) 市の基本的な方向性などを定める憲章、宣言などの策定
(3) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定、改正や廃止
(4) 市民に義務を課したり、権利を制限したりすることを内容とする条例の制定、改正や廃止
(5) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入、改正や廃止
(6) 広く市民に利用される建物などの建設についての基本的な計画の策定や変更
(7) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参画手続を実施することが必要と認められるもの

資料1

通番	件名	担当課	概要	市民参画手続						条例対象号	根拠法	計画期間
				審議会等	ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ	市民説明会	地域ﾋｱﾘﾝｸﾞ	WS	市民討議会			
				実施回数	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施時期			
1	吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	政策室	「第2期吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和3年度末に改訂)に掲げる目標及び各施策の進捗管理を行う。	○ 1回						(7)	まち・ひと・しごと創生法	R4-R8 (5年)
2	第5次よしかわ行財政改革大綱	政策室	第5次よしかわ行財政改革大綱・第2期推進プランの進捗管理、第6次よしかわ行財政改革大綱の策定に向けた意見交換等を実施する。	○ 2回						(7)	―	R2-R6 (5年)
3	吉川市特別報酬等について	政策室	市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当額の改定について、審議する。	○ 1回						(7)	吉川市特別報酬等審議会条例	―
4	吉川市自殺対策計画	地域福祉課	令和6年3月策定吉川市自殺対策計画の推進に対する提言及び助言を行う。	○ 1回						(7)	自殺対策基本法	R6-R10 (5年)
5	吉川市地域福祉計画	地域福祉課	第4次吉川市地域福祉計画の推進に対する提言及び助言を行う。	○ 1回						(7)	社会福祉法	R4-R8 (5年)
6	第5次吉川市障がい者計画	障がい福祉課	第5次吉川市障がい者計画の推進に対する提言及び助言を行う。	○ 1回						(7)	障害者基本法	R6-R11 (6年)
7	障がい者理解促進事業	障がい福祉課	地方公共団体の区域において関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う。	○ 1回						(7)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	―
8	吉川市こども計画 ※「吉川市子ども・子育て支援事業計画」より変更	子育て支援課	こども基本法(令和4年法律第77号)第10条の規定に基づき、こども大綱及び埼玉県のこども計画を勘案して、地域の状況に応じたこども施策を策定及び推進するに当たり、こども計画案を策定する。	○ 5回	○ R6.12～R7.1					(1)	児童福祉法、子ども・子育て支援法、こども基本法	R2-R6 (5年)
9	子どもの貧困対策推進事業	子育て支援課	子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し地域の状況に応じた施策を策定し、及び推進するに当たり、子どもの貧困対策推進計画の進捗管理を行う。	○ 1回						(7)	子どもの貧困対策の推進に関する法律	R6-R10 (5年)

通番	件名	担当課	概要	市民参画手続						条例対象号	根拠法	計画期間
				審議会等	ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ	市民説明会	地域ﾋｱﾘﾝｸﾞ	WS	市民討議会			
				実施回数	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施時期			
10	高齢者福祉計画･介護保険事業計画	長寿支援課	(1)市の介護保険制度の円滑な運営のための提言及び助言に関すること。 (2)介護保険事業計画(第9期:令和6年度～令和8年度)を円滑に推進するため、各年度における利用状況や達成状況の点検･分析･評価に関すること。 (3)介護保険事業計画の策定(第10期:令和9～令和11年度)のための提言及び助言に関すること。 (4)市の高齢者福祉施策に関する提言及び助言に関すること。 (5)介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定す　る地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。 (6)介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項に規定する地域密着型サービスの運営に関する意見を述べること。	○						(7)	介護福祉総合条例	R6-R8 (3年)
				1回								
11	国民健康保険の運営事業に関する事項	国保年金課	運営協議会の開催 埼玉県国保協議会を通じた国･県への要望事項	○						(7)	国民健康保険法	R6-R11 (6年)
				2回								
12	吉川市歯科口腔保健推進計画	健康増進課	第2次吉川市歯科口腔保健推進計画(令和6～17年度)の推進に関する提言及び助言を行う。	○						(7)	吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例	R6-R17 (12年)
				1回								
13	吉川市食育推進計画	健康増進課	第3次吉川市食育推進計画(令和6年度～11年度)の推進に関する提言及び助言を行う。進捗管理のための提言及び助言に関することを行う。	○						(7)	食育基本法	R6-R17 (12年)
				1回								
14	市民参画推進事業	市民参加推進課	市民参画に関する基本的な施策や重要事項の調査審議し、市民参画の推進を図る。	○						(7)	吉川市市民参画条例	―
				2回								
15	吉川市男女共同参画基本計画	市民参加推進課	第4次男女共同参画基本計画の進捗管理を行う。	○						(7)	男女共同参画社会基本法	R4-R13 (10年)
				1回								
16	(仮称)犯罪被害者等支援条例	危機管理課	犯罪被害者等の権利利益を保護し、被害の軽減と回復に努めることで犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように「(仮称)吉川市犯罪被害者等支援条例」を制定する。		○					(7)	犯罪被害者等基本法	―
					R6.12～R7.1							
17	吉川市一般廃棄物処理基本計画	環境課	廃棄物の減量化･資源化の推進に関して調査審議する。 吉川市一般廃棄物処理基本計画の進行管理を行う。	○						(7)	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	R5-R14 (10年)
				2回								
18	吉川市の環境施策について	環境課	･環境の保全及び公害対策の樹立に関すること。 ･公害の防止及び除去対策並びに被害対策に関すること。 ･生活環境及び自然環境の保全の思想の普及及び向上に関すること。 ･その他環境対策に関すること　を審議する。 環境行動計画の進捗状況について、報告を行う。	○						(7)	吉川市環境保全条例	R3-R12 (10年)
				1回								

通番	件名	担当課	概要	市民参画手続						条例対象号	根拠法	計画期間
				審議会等	ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ	市民説明会	地域ﾋｱﾘﾝｸﾞ	WS	市民討議会			
				実施回数	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施時期			
19	吉川市産業振興計画	商工課	産業振興を通し、事業者、勤労者、市民及び市の「協働」によってまちづくりを推進することを基本理念に定め、市内で働く人、市内に住む人の幸福実感を追求することを目指して「吉川市産業振興計画」を策定した。本計画の進捗管理を行う。	○ 1回						(7)	吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例	R4-R8 (5年)
20	公共交通対策事業	都市計画課	令和8年度を始期とする地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行う。	○ 3回						(1)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	R8-
21	吉川市空家等対策計画	都市計画課	法第7条第1項の規定するもののほか、空家等に関する施策の推進に関する協議を行う。	○ 1回						(7)	空家等対策特別措置法	―
22	吉川市下水道事業	河川下水道課	下水道事業の経営基本戦略の進捗管理、下水道事業の予算・決算について審議する。	○ 2回						(7)	吉川市下水道事業審議会条例	R3-R12 (10年)
23	吉川市水道ビジョン（経営戦略）改定	水道課	水道事業の経営基本計画の見直し 計画期間　令和2年度～令和11年度 総務省通知により令和7年度までの見直しが必要	○ 1回						(1)	吉川市水道運営委員会条例	R2-R11 (10年)
24	青少年健全育成の充実	学校教育課 少年センター	吉川市いじめ問題対策連絡協議会にて、「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、情報交換及び共有をし、いじめの早期発見、解消を図る。	○ 2回						(7)	いじめ防止対策推進法	―
25	青少年健全育成の充実	学校教育課 少年センター	吉川市いじめ問題対策委員会にて、「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、事件性のあるものについては調査を行い、いじめの早期発見、解消を図る。	○ 1回						(7)	いじめ防止対策推進法	―
26	吉川市民交流センターおあしす等指定管理者選定	生涯学習課	吉川市民交流センターおあしす、市立図書館及び吉川市視聴覚ライブラリー（以下、「おあしす等」という）の管理を行わせるもの（以下、「指定管理者」という）として適当なものを選定する。	○ 3回						(7)	―	―
27	社会教育推進事業	生涯学習課	社会教育に関して諸計画の企画立案・調査研究・指導助言・諮問に関する答申を行い、社会教育を推進する。	○ 3回						(7)	社会教育法	―
28	社会教育推進事業	生涯学習課	図書館法に基づき設置され、吉川市図書館の運営及び利用者満足度について協議を行う。	○ 2回						(7)	図書館法	―
29	市民交流センターおあしす等管理事業	生涯学習課	おあしすの運営に関及び事業報告等について協議を行う。	○ 2回						(7)	―	―
30	第4次吉川市子ども読書活動推進計画	生涯学習課	令和6年度をもって、「第3次吉川市子ども読書活動推進計画」が満了となることから、次期計画を策定し、引き続き子どもの読書活動の推進を図るため、第4次計画を策定する。	 ―	○ R6.11					(7)	子どもの読書活動の推進に関する法律	R7-R11 (5年)
31	吉川市文化芸術推進基本計画	生涯学習課	吉川市文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理並びに文化芸術の推進に関することについて、審議する。	○ 2回						(7)	文化芸術基本法	R5-R8 (4年)
				48回	**3回**	**0回**	**0回**	**0回**	**0回**			